

生駒市規則第7号

生駒市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月23日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市行政組織規則の一部を改正する規則

生駒市行政組織規則（平成6年7月生駒市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中 「秘書課 秘書係
市制50周年事業室 事業係」を「秘書課 秘書係」に、「企画
係 計画係」を「企画係」に、「人材育成係」を「採用係 人材育成係」に、「
市民活動推進課 市民活動推進係」を「地域コミュニティ推進課 地域コミュニ
ティ推進係」に、「ICTイノベーション推進課 イノベーション推進係 シス
テム管理係」を「デジタル推進課 デジタル推進係 システム管理係
スマートシティ推進室 スマートシティ推進係」に、「S
D G s 未来都市推進係」を「S D G s 連携推進係」に、「高齢施策課」を「福
祉政策課」に、「高齢対策係」を「福祉政策係」に、「 学研推進室 学研推進
住宅政策室 住宅政策
係」を「住宅政策室 住宅政策係
拠点形成課 拠点形成係」に改める。
学研推進室 学研推進係」

第4条秘書係の項第8号を削る。

第5条を削る。

第5条の2企画係の項第2号を次のように改める。

(2) 重要な市行政の総合政策及び総合調整に関すること。

第5条の2企画係の項に次の6号を加える。

(3) 政策情報の収集に関すること。

- (4) 行政組織に関すること。
- (5) 行政経営会議に関すること。
- (6) 総合計画審議会に関すること。
- (7) まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
- (8) 部の庶務に関すること。

第5条の2計画係の項を削り、同条を第5条とする。

第6条広報広聴係の項第7号中「部及び」を削る。

第7条人材育成係の項の前に次の1項を加える。

採用係

- (1) 職員の採用に関すること。
- (2) 職員任用試験委員会に関すること。
- (3) 課の庶務に関すること。

第7条人材育成係の項第3号中「任免」の次に「（採用を除く。）」を加え、「職階、試験、賞罰」を削り、同項第11号を削る。

第10条中「市民活動推進課」を「地域コミュニティ推進課」に改め、同条市民活動推進係の項に次の1号を加え、同項を同条地域コミュニティ推進係の項とする。

- (7) 課の庶務に関すること。

第10条の2中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第10条の2の2中「ICTイノベーション推進課」を「デジタル推進課」に改め、同条イノベーション推進係の項を次のように改める。

デジタル推進係

- (1) 行政の情報化の総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 情報技術の活用による市民サービスの向上に関すること。
- (3) 官民データの活用推進に関すること。

(4) デジタル・トランスフォーメーションの推進に関すること。

第10条の2の2の次に次の1条を加える。

第10条の2の3 デジタル推進課スマートシティ推進室が分掌する事務は、次のとおりとする。

スマートシティ推進係

- (1) スマートシティの推進に関すること。
- (2) 地域の情報化の推進に関すること。
- (3) 奈良先端科学技術大学院大学との連携に関すること。

第10条の3SDGs未来都市推進係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加え、同項を同条SDGs連携推進係の項とする。

(4) 公民連携に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。

第10条の3低炭素まちづくり推進係の項中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 環境モデル都市に係る企画、調査及び連絡調整に関すること。

第11条市民係の項第9号中「市民活動推進課」を「地域コミュニティ推進課」に改める。

第20条中「高齢施策課」を「福祉政策課」に改め、同条庶務年金係の項第1号及び第2号を削り、同項第3号を同項第1号とし、同項第4号から第6号までを2号ずつ繰り上げ、同項第7号中「社会福祉法人」の次に「及び社会福祉連携推進法人」を加え、同号を同項第5号とし、同項第8号から第16号までを2号ずつ繰り上げ、同条高齢対策係の項中第7号を第10号とし、第1号から第6号までを3号ずつ繰り下げ、同項に第1号から第3号までとして次の3号を加え、同項を同条福祉政策係の項とする。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 地域福祉に係る調査、研究、企画及び調整に関すること。

(3) 重層的支援体制整備事業の推進に関すること。

第36条計画系の項中第13号を削り、第14号を第13号とする。

第36条の2及び第36条の3を次のように改める。

第36条の2 都市計画課住宅政策室が分掌する事務は、次のとおりとする。

住宅政策係

(1) 住宅政策の企画、調査及び推進に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。

(2) 空き家施策の企画、調査及び推進に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。

(3) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に関すること。

第36条の3 拠点形成課が分掌する事務は、次のとおりとする。

拠点形成係

(1) 都市拠点及び地域拠点の形成に係る施策の企画及び調整に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。

(2) 都市拠点及び地域拠点の形成に係る事業の推進に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。

(3) 産業・学術研究拠点の形成に係る施策の企画及び調整に関すること（学研推進係に係るものを除く。）。

(4) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業に関すること。

(5) 課の庶務に関すること。

第36条の3の次に次の1条を加える。

第36条の4 拠点形成課学研推進室が分掌する事務は、次のとおりとする。

学研推進係

(1) 関西文化学術研究都市高山地区に関すること。

(2) 関西文化学術研究都市の立地施設等との連携に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。